

平成31年第2回臨時会

江東区教育委員会会議録

平成31年3月5日（火）

江東区教育委員会

平成31年第2回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 平成31年3月5日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 平成31年3月5日（火）午前10時21分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、進藤孝、
松江恒治、眞貝裕利子
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
寺内教育委員会事務局参事 教育センター所長事務取扱、
岩井庶務課長、谷川学校施設課長（整備担当課長兼務）、油井学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越学校支援課長、池田放課後支援課長、
上原江東図書館長（深川図書館長兼務）

6 議事案件

- 1 教育委員会委員の議席の指定について

7 報告事項

- （1）江東区放課後こどもプランの策定について
- （2）放課後支援課水曜延長窓口の廃止について

8 追加議事案件

- （1）教育管理職の人事について

9 審議概要

岩佐教育長 それでは、おはようございます。ただいまより平成31年第2回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。松江委員、眞貝委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 教育委員会委員の議席の指定についてを議題といたします。

委員の議席につきましては、江東区教育委員会会議規則第6条の規定により、教育長が定めることとなっております。ただいまご着席のとおり決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより報告事項に入ります。報告事項1、江東区放課後こどもプランの策定についてを事務局より説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは、私から報告事項１、江東区放課後こどもプランの策定についてご説明いたします。

資料１をごらんください。本件につきましては、１番に記載の策定経過のとおり、今年度５月に検討委員会を設置して以来、５回の委員会などを通じて、１２月には素案として取りまとめ、その後２月には広く区民の意見を伺うため、区報の特集号などを通じてパブリックコメントを実施いたしました。その後、パブリックコメントでの意見を踏まえた上で、改めて３月１日に第６回の検討委員会を開催し、本日は別添の参考資料のとおり、最終案として取りまとめたところでございます。

それでは、取りまとめに際して実施したパブリックコメントの内容をご説明いたします。２番をごらんください。

まず、（１）の実施概要です。先月、２月１日から２１日までの間、前回の委員会でもご説明した素案とその概要版を縦覧し、郵送またはファクス、そしてホームページを通じて意見をいただきました。その結果、１６５名の方から３６４件のご意見をいただきました。

次に（２）の主な意見と区の考えについてご説明いたします。この資料では同種の意見をまとめ、３件以上に分類できる意見の上位２５の意見を記載してございます。本日は、このうちおおむね１０件以上いただいたご意見とそれに対する区の考え方をご説明いたします。

まず、方針２です。これはわかりやすい事業名称への統一の項目ですが、区としてはきつずクラブＡ、Ｂ、そして学童クラブそれぞれの事業内容を踏まえて、わかりやすい事業名称を検討してまいります。

次に、方針３は放課後児童クラブにおける保留児童対策の項目です。高学年児童に関する保育については、区といたしましては、学校の収容対策の状況と保留児童の発生状況を注視しながら、保育の必要性が高い低学年児童の保留児童対策を進めつつ、検討することといたします。また、Ｂ登録などの全員利用に関するご意見については、学校の増改築の機会を通じた面積確保の調整や、学校内外のクラブとの利用時間の整合性などにより、保留児童の解消を図ってまいります。

２ページ目をごらんください。方針４、これは放課後児童クラブの利用方法の弾力化とこども教室の開所時間の見直しです。こちらではスポット利用に対する意見をいただいております。この件について区としては、保護者の突発的な残業などにより１７時以降にも居場所が必要な児童がいることを踏まえると、安全・安心な居場所の確保は必要であると考えております。そのため、この実現に向けて具体的な検討を進めてまいります。

次に方針５、これは放課後児童クラブの開所時間の見直しです。開所時間の前倒しと閉所時間の延長についてそれぞれご意見をいただいております。

ります。この件について区といたしましては、開所時間の前倒しは、授業がある日の児童の登校時間も考慮して、前倒しの実現に向けて進めてまいります。閉所時間の延長につきましては、現在の延長時間の利用実態と児童の生活リズムを考慮し、さらなる延長は予定してございません。

3ページ目をごらんください。続きまして、次に方針9、これは地域との連携と積極的な情報発信です。意見数は5件ですが、地域との連携を深める仕組みの構築に関するご意見につきましては、これまで放課後子どもプラン推進委員会や総合教育会議など、他の会議体でも積極的にご意見をいただいております。そのため、地域連携の仕組みづくりを推進する旨の記述に改めております。

次に児童育成の視点として、指導員の処遇改善や増員、そして質の向上などに関するご要望につきましては、区といたしましては、業務の効率化などを通じて、働きやすい職場環境を目指すとともに、職員研修などの継続により対応してまいります。

次にプログラムの視点として、学習プログラムの充実の声をいただいております。この件につきましては、放課後の時間は児童が社会性や自主性、主体性を育む時間でもあることから、本区の教育の行動指針である生きる力を育む「知・徳・体」のバランスがとれたプログラムの実施を推進してまいります。

4ページ目をごらんください。その他のご意見として、私立学童クラブへの援助・助成に関するご要望につきましては、区といたしましては、このプランは国のプランに基づく行動基準計画でありますので、それぞれの事業主体と別途協議する事項であると考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、先月いただいたパブリックコメントの内容に関するご説明とさせていただきます。

恐れ入りますが、ここで別添の参考をごらんください。本資料はこれまでいただいたご意見なども踏まえ調整いたしました。今月末をもって本区の放課後子どもプランとして策定するとともに、公表したいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑を願います。松江委員。

松 江 委 員 今、説明がありましたけれども、資料の3ページの6推進にあたって、6.1で児童育成の視点ということで、意見の要旨で「指導員の処遇改善・増員・質の向上等に努めて欲しい」という意見要望に対して、区のほうは「各種研修等を通じて、質の向上を図ってまいります」となっておりますけれども、区民からは、質の向上というのはどういう向上を求

めているのか、そして区のほうは研修を通して、そこをどうしようとしていくのか伺いたいと思います。

岩 佐 教 育 長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 ご意見をいただいた地域の方からの質の向上の内容でございますが、具体的に申し上げますと、児童に寄り添った育成を望むということ、それから保護者ご自身のご意見といたしましては、ある程度専門的な資格を持っている職員を増配置してほしいというご意見をいただいております。そういった意味での質の向上を求めているというご意見でございました。

区における各種研修などの実施につきましては、現在、東京都で行っております放課後児童指導員という、一定程度の努力義務ではございますが、子供を預かる職員がきちんとわきまえておかなければいけない内容、これを3カ月程度の期間を設けまして、研修をしております。これを全職員に順次展開して、必要な資質等の向上に努めているというところでございます。

以上でございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

松 江 委 員 はい。結構です。

岩 佐 教 育 長 ほかに。橋本委員。

橋 本 委 員 方針3のところで高学年児童保育に力を入れていただきたいということと、あと、6の推進に当たっての学習プログラムがちょっとリンクすると思うんですけれども、現状どんな形でやられていて、今後どういうふうにしていくのかということをお聞かせください。

岩 佐 教 育 長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 まず、高学年児童の現状でございますが、いわゆる保育にかける子供たちにつきましては、障害がある一定程度の配慮のある方のみお預かりしているところでございます。一方で、そういう預かりの必要性がない、いわゆる自由居場所としての児童については、1年生から6年生まで滞りなく預かっているところでございます。

それから、今度はプログラムの関係でございますが、実際に放課後事業におきまして、学習としてそれぞれきつずA、きつずB、さらに学童クラブもそうですけれども、まずは宿題をやらせていただくという指導

をしております。その上で、それがきちんと終わった後、指導員も勉強になりますけど、それが終わった後、適宜自由遊び等々に行ってもらおうというプログラムを現在組んでございます。

橋 本 委 員 ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

橋 本 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。進藤委員。

進 藤 委 員 このプログラムの視点の中のおやつの関係なんですが、これはよく父兄からも聞かれるんですけど、放課後児童クラブと放課後こども教室というのは、子供たちは全然違うところでなさっているんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですけど。

岩 佐 教 育 長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 おやつの提供につきましては、児童クラブはある意味生活の場でもございます。預かり時間も多少長いということもございますので、おやつの提供をしてございますけれども、区のほうからおやつを提供していると。一方で、こども教室につきましては、いわゆる自由な居場所ということ、それからあと、預かり時間が短いということもございますので、おやつの提供はしていないという状況でございます。

進 藤 委 員 場所はどんなんでしょうか。

池田放課後支援課長 おやつの時間につきましても、当然そうですけど、お部屋の場所も一定程度きちんと分けた上で預かりをしているということでございます。

進 藤 委 員 大体わかるんですけど、これはいつも何でおやつはBのほうがないのかと聞かれるんですけど、それは時間の関係もあるんでしょうけど、予算の関係でもあるんですか。

岩 佐 教 育 長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 おやつに対する考え方というものが、これは予算の考え方はおっしゃるとおりでございますけれども、そもそもの事業の趣旨ということで、生活ということで児童クラブには提供しています。

進 藤 委 員 その辺は理解しています。わかりました。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。

進 藤 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。よろしいでしょうか。松江委員。

松 江 委 員 もう一度すいません。4 ページの意見の中に利用料を安くしてほしいという意見に対して、適正な利用者負担のあり方を検討していくと区は考えているようすけれども、具体的に利用料を安くしてほしい、今の利用料が負担になっているという、負担というか、高く感じているということなのかと思うんですけれども、意見としては、具体的にこの辺のことは検討をしているのかとは思いますが、どのぐらいの時期に結論を出そうとしているのか伺いたいと思います。

岩 佐 教 育 長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 まず、利用料の現状でございますが、高い、低いは、それぞれの家庭の資力等々によるものだと思っているわけで、経済的にある程度自由にならない、一定程度配慮しなきゃいけない家庭につきましては、減免等の通知をまずしているところでございます。

それからあと、江東区の利用料につきましては、2 3区で見えますと、比較的低廉な部類に入るのかなと思っております。一方で、見直しにつきましては、実はこの事業が始まって以来、全く見直しをしてございませんでした。そういった意味で、今回の改定を機に改めて利用料金の妥当性というものを検証した上で、必要性があれば来年度条例等々の改正をした上で、事業の実施、3 2 年4 月を目途としておりますが、その時期に合わせて適用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

松 江 委 員 はい。

岩 佐 教 育 長 ほかに。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、放課後支援課水曜延長窓口の廃止についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは、水曜窓口の廃止についてご説明いたします。資料2をごらんください。

放課後支援課では、これまで区民の利便性の向上に資することを目的として窓口業務の時間延長を実施してまいりましたが、これまでの実績などを踏まえて、今年度末をもって廃止いたします。

まず、1番でございます。現在は毎週水曜日、午後5時から午後7時まで実施してございます。

次に2番、延長によりとり行う業務は、学童クラブの育成料ときっずクラブの利用料の収納に関することでございます。

次に3番、従事する職員は、放課後支援課の育成係及び支援係の担当職員それぞれ1名ずつが従事しております。

次に4番です。これまで5年度分の利用実績を一覧表にまとめておりますが、網かけの月平均件数の欄をごらんください。この件数は、ご来庁いただいた方と電話をいただいた方との合計件数をひと月あたりの平均に割り返したものでございます。ごらんのように、1カ月平均で2件から4件となっており、週あたりに置きかえますと1件あるかないかの件数となっております。

なお、参考として表の下に記載しておりますが、育成料などに関する納付方法は、原則として口座振替としておりますが、ご事情により納付書で支払う場合は、金融機関または窓口としております。

次に5番です。延長廃止後は利用料の納付などについてご相談があった場合は、個別に対応するという予定でございます。

最後に6番、この件につきましては、3月21日号の区報やホームページでお知らせする予定でございます。

私からは以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、本日は追加報告事項があります。追加報告事項は人事案件であるため、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、秘密会といたします。

それでは、追加報告事項1、教育管理職の人事についてを説明願います。

指導室長。

伊藤指導室長　それでは、平成31年4月1日付、教育管理職の人事についてご説明いたします。資料3をごらんください。

まず、幼稚園についてでございます。園長は区内転が4名、うち2名は区内の副園長からの昇任です。退職は再任用短時間勤務移行者の1名となっております。副園長は区内転が3名で、うち2名が区内の主任教諭からの昇任です。退職は1名です。

次に、小学校でございます。校長は区内転が7名、うち2名は区内の副校長からの昇任であります。区外からの転入は3名で、うち1名が副校長からの昇任であります。区外への転出は1名です。退職者は3名で、定年退職者が1名、再任用終了者が2名です。なお、定年退職後、引き続き区内で再任用校長として任用する3名については、ここに含んでおりません。副校長は区内転は6名で、うち3名は区内主幹教諭からの昇任であります。区外からの転入は4名で、うち3名が主幹教諭からの昇任であります。区外への転出は2名であります。退職者は4名で、全て定年退職であります。

次に、中学校でございます。区内転が4名です。区外からの転入は2名で、2名とも副校長からの昇任です。区外への転出は1名です。退職者は2名で、いずれも再任用終了者であります。副校長は区内転が3名で、うち2名が主幹教諭からの昇任であります。区外からの転入は2名、うち1名が主幹教諭からの昇任であります。区外への転出は3名であります。退職者は1名で、勸奨退職者でございます。

最後に、義務教育学校でございます。校長の異動はございません。副校長は区外からの転入者は1名で、主幹教諭からの昇任であります。区外への転出者が1名でございます。

なお、異動本人には3月8日内示の予定です。異動は4月1日付でございますので、それまでの間の取り扱いについて十分ご注意くださいようお願いいたします。

一般の教員の異動につきましては、児童数、生徒数が変動しており、まだ確定していない学校もあります。一般教員の異動につきましては、例年どおり4月の教育委員会で報告をいたします。

説明は以上でございます。

岩佐教育長　本件について質疑を願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長　それでは、本報告を終了いたします。

なお、本来、秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則の規定により非開示とすることになっておりますが、4月1日の発令後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、平成31年第2回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。